

奈良県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年三月二十九日

奈良県知事 山下 真

奈良県規則第五十七号

奈良県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則

奈良県屋外広告物条例施行規則（昭和三十五年六月奈良県規則第三十四号）の一部を次のように改正する。

第六条の次に次の一条を加える。

（点検）

第六条の二 条例第十二条の二第一項の点検は、広告物又は掲出物件の種類に応じて、基礎部、上部構造、支持部、取付部、広告板、照明装置等の損傷、腐食その他の劣化の状況について、知事が別に定めるところにより行うものとする。

2 条例第十二条の二第一項ただし書に規定する規則で定める簡易な広告物又は掲出物件は、貼り紙、貼り札、広告旗、立看板、アドバルーン、壁面に直接塗装した広告物その他これらに類するものと知事が認めるものとする。

3 条例第十二条の二第二項の規則で定める広告物又は掲出物件は、地盤面から広告物又は掲出物件の上端までの高さが四メートルを超えるものとする。

4 条例第十二条の二第二項第二号の規則で定める者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- 一 建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第二条第二項に規定する一級建築士又は同条第三項に規定する二級建築士
- 二 屋外広告物法（昭和二十四年法律第八十九号）第十条第二項第三号イに規定する登録試験機関が実施する広告物又は掲出物件の点検に関する技能講習を修了した者

第八条の四中「水循環・森林・景観環境部景観・自然環境課」を「環境森林部景観・自然環境課」に改める。

附 則

この規則は、令和六年十月一日から施行する。ただし、第八条の四の改正規定は令和六年四月一日から、第六条の次に一条を加える改正規定（第六条の二第三項及び第四項に係る部分に限る。）は令和九年十月一日から施行する。